

福祉施設等活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の障がい者支援施設、養護施設、母子施設、保育所、学童クラブ等（以下「施設」という。）が地域と協働して実施する親睦会、交流会等の事業に係る費用の一部を助成することにより、障がい者や地域児童の福祉の向上を図ることを目的に定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次のものが運営する施設とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) NPO団体
- (3) 認可外施設

2 前項において、介護保険事業を運営しているものは、助成の対象としない。また、社協の他の助成を受けている、受けようとする団体は除く。

(助成対象事業)

第3条 社協は、次に掲げる事業を実施する施設に対し、当該年度の予算の範囲内で助成する。

- (1) 障がい児・者、児童・親子が地域と協働して実施する事業
- (2) 障がい児・者福祉及び青少年の健全育成事業
- (3) その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、施設が事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

(助成金の条件)

第5条 事業運営に係る経費を助成する。ただし、上限を3万円とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする施設は、福祉施設等活動助成金申請書（様式第1号）を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

(助成の決定)

第7条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、福祉施設等活動助成決定通知書（様式第2号-1）または福祉施設等活動助成却下通知書（様式第2号-2）を施設へ通知する。

(事業の報告)

第8条 助成を受けた施設は、最終事業終了後、その日から30日以内かまたは当該年度の末日のいずれか早い日までに、福祉施設等活動助成事業実施報告書（様式第3号）、および領収証（原本）を社協会長へ提出する。

(助成金の返還)

第9条 助成を受けた施設が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

- (1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成19年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成22年 1月 1日より施行する。
この要綱は、平成24年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成25年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成25年10月 1日より施行する。
この要綱は、平成27年 2月 1日より施行する。
この要綱は、令和 元年 5月 1日より施行する。
この要綱は、令和 元年 8月 1日より施行する。
この要綱は、令和 2年 4月 1日より施行する。

別表（第4条関係）

1 助成対象となる経費

項目	詳細
消耗品費	チラシ等に使用するコピー用紙等
材料費	行事で使用する材料費（工作等の材料、食材料、カキ氷の氷や屋台の材料等、飲料代）
研修費	施設研修費（入場料、体験料）
賃借料	会場費、貸切バス代
講師謝礼及び旅費	障がい者や児童の福祉向上に関する講演会、研修会の講師謝礼及び旅費

2 助成対象外の経費

- (1) 貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等）
- (2) 外注の食事代
- (3) 活動に関する損害保険料